

「COVID-19 による JPTEC 資格の特例措置」に対する Q&A

JPTEC プロバイダー編

Q1. 「2020 年 2 月 29 日にプロバイダー資格が有効であった者」及び「2020 年 3 月 1 日以降に新たに JPTEC プロバイダーの資格を取得した者に適用」とのことですが、自らの資格の有効性の有無について確認方法を教えてください。

A1. プロバイダー認定証の裏面に発行年月日が記載されています。プロバイダー資格は認定日から 3 年後の月末まで有効ですので、その有効期間内に 2020 年 2 月 29 日が含まれている、又はプロバイダー認定日が 2020 年 3 月 1 日以降の方は特例措置の対象となります。

Q2. 自分が所属する指定地域組織の代表が定める「コースが適正に開催できると判断した日（以下、x-day）」はどのようにして確認できますか、教えてください。

A2. JPTEC 協議会ホームページ(<https://www.jptec.jp>)および各指定地域組織のホームページ(<https://www.jptec.jp/aboutus.html> にリンクがあります)でご確認ください。

Q3. 予定されていた更新コースが中止となり、2020 年 5 月にプロバイダー資格を失いました。「x-day から 6 ヶ月後まで更新コースを受講できる」とのことですが、私の所属する地域では「x-day」が発表されていません。自分の地域の「x-day」を待たずして、他地域での更新コースを受講しても宜しいでしょうか。

A3. 受講していただいて差し支えありません。

Q4. 所属する指定地域組織において「x-day」が発表されました。しかし勤務先からは対外活動自粛要請が継続されていて、更新コースを受講することができません。どうしたらよいのでしょうか？

A4. 個別の案件として対応する必要がありますので、所属する指定地域組織の事務局までお問い合わせください。

Q5. これまでの特例は有資格者としての活動期間が延長されるような措置であったと思います。今回の対応は、今までの特例と、何が同じで、何が異なるのでしょうか。

A5. 従前の特例措置は、プロバイダー資格を 6 ヶ月延長することで、更新コースを受講できる制度です。今回の特例措置は、プロバイダーとして資格更新の機会がないこと、事態の収束時期が予測できないことから、2020 年 2 月 29 日時点でプロバイダー資格が有効である方、又は 2020 年 3 月 1 日以降に認定された方については、「x-day」から 6 ヶ月後までの間は、プロバイダー資格の有効性が特例措置によって保証されます。

Q6. 私の職場では、JPTEC プロバイダー認定者に対して救急自動車による業務許可を与

えています。予定されていた更新コースが中止となり、2020年5月にプロバイダー資格を失っています。今後コースが再開されるまでの間、貴会には私のことを「プロバイダー認定者」としてお認めいただけるのでしょうか。

A6. プロバイダー資格は認定日から3年後の月末まで有効で、認定日はプロバイダー認定証の裏面に記載された通りです。今回の特例措置は、プロバイダーとして資格更新の機会がないこと、事態の収束時期が予測できないことから、2020年2月29日時点でプロバイダー資格が有効である方、又は2020年3月1日以降に認定された方については、「x-day」から6ヶ月後までの間は、プロバイダー資格の有効性が特例措置によって保証されます。

Q7. 2017年4月1日にプロバイダー認定を受けました。認定の有効期限は2020年4月末で、すでに無効となっています。「x-day+6ヶ月」までの期間に更新コースを受講した際、新しい認定証に記載される認定日と、その有効期限について教えてください。

A7. 認定日は更新コースの受講日、有効期限は認定日の3年後の月末までです。

Q8. 2019年4月1日にプロバイダー認定を受けました。認定の有効期限は2022年4月末です。「x-day+6ヶ月」までの期間に更新コースを受講した際、新しい認定証に記載される認定日と、その有効期限について教えてください。

A8. プロバイダーの有効期限内に更新コースを受講する場合は、有効期限の残存期間によって、認定日が異なります。

- (1) 更新コースの受講日において、プロバイダー資格の有効期間の満了日まで1年未満の場合には、新しい認定日は、従前のプロバイダー資格の有効期間の満了日となり、有効期間はその満了日から3年後の月末となります。
- (2) 更新コースの受講日において、プロバイダー資格の有効期間の満了日まで1年以上ある場合には、新しい認定日は、更新コース受講日となり、有効期間はコース受講日から3年後の月末となります。
- (3) プロバイダー資格の有効期間が過ぎた場合には、新しい認定日は、更新コース受講日となり、有効期間はコース受講日から3年後の月末となります。

(2023年11月 事務局長会作成)